

宮城県土地開発公社建設工事執行要綱

宮城県土地開発公社建設工事執行要綱

第1章 総則	(第1条～第26条)
第2章 工事請負契約	(第27条～第40条)
第3章 工事監督	(第41条～第56条)
第4章 工事検査	(第57条～第66条)
第5章 諸様式及び関連業務等	(第67条～第70条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮城県土地開発公社財務規程（昭和57年12月1日施行）に定めるもののほか、宮城県土地開発公社（以下「公社」という。）が執行する建設工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する工事をいう。

(工事の執行方法)

第3条 工事の執行方法は、請負又は委託とする。

2 工事の請負又は委託は、一般競争入札若しくは指名競争入札又は随意契約によるものとする。

(競争入札の参加者の資格等)

第4条 競争入札に参加しようとする者は、宮城県建設工事執行規則（昭和39年宮城県規則第9号）第4条及び第5条の規定により、競争入札参加資格の登録を受けた者（以下「登録者」という。）とする。

(競争入札の実施)

第5条 理事長は、登録者を対象に競争入札を行わなければならない。

2 理事長は、競争入札により契約を締結しようとする場合において、必要があると認める

ときは、当該競争入札に参加しようとする者に必要な資格を定めることができる。

(一般競争入札等の公告等)

第6条 理事長は、一般競争入札又は入札参加者を公募する指名競争入札により、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条項に違反した入札に関する事項
- (4) 契約条項を示す場所及び日時
- (5) 現場説明又は仕様書等の閲覧の場所及び日時
- (6) 入札執行の場所及び日時
- (7) 入札保証金に関する事項
- (8) 最低価格の入札者以外の者を落札者とするもののある旨
- (9) 前各号のほか必要事項

2 前項の規定による公告(以下「入札公告」という。)は、理事長が、所定の掲示板等に掲示し、又はその他の方法により行う。

(指名競争入札の指名等)

第7条 理事長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、登録者のうちから、別に定める基準に従い、5人以上を指名しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、5人未満とすることができる。

2 前項の場合においては、前条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(見積期間)

第8条 入札公告及び前条第2項の規定による通知(以下「指名通知」という。)は、入札期日の前日から起算して、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条第1項に規定する見積期間に相当する日数より前に行わなければならない。

(指名委員会)

第9条 理事長は、指名競争入札に参加させる者又は随意契約により見積書を徴する者を選定するときは、建設工事等請負業者指名委員会(以下「委員会」という。)において選定しなければならない。

2 委員会の審議は、公開しない。

3 委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(指名停止等)

第 10 条 委員会は、第 4 条に定める有資格業者の指名の停止等について審議を行い、当該指名の停止等について決定を行うことができる。

(入札保証金)

第 11 条 理事長は、競争入札により契約を締結しようとするときは、その競争入札に参加しようとする者に、その者の見積る入札金額の 100 分の 5 以上の保証金を納めさせなければならない。

(入札保証金に代える担保)

第 12 条 前条に規定する入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 国債証券又は地方債証券

(2) 銀行又は理事長が确实と認める金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関をいう。）の保証

(入札保証金の免除)

第 13 条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 入札者が公社を被保険者とする入札保証保険契約を保険会社と締結したとき。

(2) 入札者が契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

2 前項第 1 号に該当する場合は、理事長は、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(入札保証金の還付)

第 14 条 理事長は、落札決定後速やかに入札保証金を還付するものとする。ただし、落札者については、契約保証金を納付する契約にあってはその納付後、契約保証金を免除する契約にあっては契約締結後に還付するものとする。

2 落札者の入札保証金は、当該落札者の申出により、契約保証金に充当することができる。

(予定価格)

第 15 条 理事長は、競争入札により契約を締結しようとするときは、当該競争入札に付する工事の価格の総額を設計書、仕様書等により予定し、その予定価格を記載した書面（以下「予定価格調書」という。）を作成しなければならない。

2 前項の場合において、当該契約が一定期間反復して行う補修工事等であるときは、工事の総額に代えて単価についてその予定価格を定めることができる。

(調査基準価格)

第 16 条 理事長は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）

第 167 条の 10 第 1 項（政令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定により調査基準価格（契約の相手方となるべき者の申込み価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める場合の基準となる価格をいう。）を設けたときは、予定価格調書にその調査基準価格を記載しなければならない。

（最低制限価格）

第 17 条 理事長は、政令第 167 条の 10 第 2 項（政令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けたときは、予定価格調書にその最低制限価格を記載しなければならない。

（予定価格等の取扱い）

- 第 18 条 理事長は、予定価格調書を封書にし、競争入札を執行する者（以下「入札執行者」という。）に引き継がなければならない。
- 2 予定価格調書の記載内容は、開札が終了するまで明らかにしてはならない。ただし、あらかじめ予定価格又は最低制限価格若しくは調査基準価格（以下「予定価格等」という。）を明らかにして入札を行う場合において、当該予定価格等は、この限りでない。
 - 3 前項ただし書の場合において、予定価格等は、入札公告又は指名通知に記載するものとする。
 - 4 入札執行者は、開札の際予定価格調書を開札場所に置き、開札後に開封しなければならない。

（入札の執行）

- 第 19 条 競争入札は、事務局長が執行するものとする。
- ただし、事務局長に事故がある場合は、理事長が指名した者がこれを行うものとする。
- 2 入札を執行する者（以下「入札執行者」という。）は、予定価格の範囲内に有効な入札がないときは、速やかに、再度の入札（以下「再度入札」という。）を行うものとする。ただし、あらかじめ予定価格を明らかにして行う入札については、再度入札は行わない。
 - 3 再度入札の回数は、一回とする。

（入札等）

第 20 条 入札者又は代理人（以下「入札者等」という。）は、入札書（別記様式）を理事長の指定した日時までに、指定の場所に提出しなければならない。この場合において、代理人は、入札者の委任状を提出しなければならない。

（入札の延期等）

第 21 条 入札執行者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を延期し、中止し、

又は取り消すことができる。

- (1) 天災、地変等により入札の執行が困難なとき。
- (2) 入札が適正に行われないおそれ又は行われなかったおそれがあると認めるとき。
- (3) その他やむを得ない事情が生じたとき。

(入札者等の失格等)

第 22 条 入札執行者は、入札者等が次の各号のいずれかに該当するときは、失格とし、入札又は再度入札に参加させてはならない。

- (1) 入札期日において、政令第 167 条の 4 の規定に該当するとき。
- (2) 入札期日において、第 4 条に規定する競争入札に参加する資格の登録及び第 5 条第 2 項の規定により理事長が定めた資格を有しなくなったとき。
- (3) 入札期日において、指名競争入札の指名を取り消されたとき。
- (4) 入札期日において、県から指名停止を受けている期間中であるとき。
- (5) 入札期日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てをしているとき又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしているとき（別に定めるところにより、入札参加登録に係る総合評点及び等級格付の再評価を受けた場合を除く。）。
- (6) 入札期日において、銀行取引停止となったとき（別に定めるところにより、入札参加登録に係る総合評点及び等級格付の再評価を受けた場合を除く。）。
- (7) 代理人が入札者の委任状を提出しないとき。
- (8) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しないとき。ただし、入札保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。
- (9) 正当な理由がなく、指定された日時及び場所に入札書提出しないとき。
- (10) 入札公告又は指名通知に示した入札参加条件に違反したとき。
- (11) 最低制限価格を設けた場合において、当該最低制限価格を下回る入札を行ったとき。
- (12) 公正な価格を害し、若しくは不正の利益を図る目的をもつて連合する等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独禁法」という。）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。
- (13) 正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき。

2 入札執行者は、入札者等が次の各号のいずれかに該当するときは、失格とし、入札又は再度入札に参加させないことができる。

- (1) 独禁法に抵触する行為その他の不正の行為を行ったおそれがあるとき。
- (2) 正常な入札の執行を妨げる行為をするおそれがあるとき。

(入札の無効)

第 23 条 入札執行者は、入札が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札の全部又は一部を無効としなければならない。

- (1) 前条の規定により失格となった者が入札を行ったとき。

- (2) 入札者等が二以上の入札を行ったとき。
- (3) 入札書の記載内容に重大な不備があり、入札者等の意思が明らかでないとき認められるとき。

第 24 条 削除

(随意契約の予定価格)

第 25 条 理事長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、あらかじめ第 15 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、災害応急工事等特に緊急に工事を施行する必要がある、かつ、予定価格を定める暇がないときは、この限りでない。

(随意契約)

第 26 条 理事長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、特別の場合を除き、二人以上から見積書を徴さなければならない。

第 2 章 工事請負契約

(契約の締結)

第 27 条 理事長は、競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、決定した日の翌日から起算して 7 日以内に県告示で定める契約書により契約を締結しなければならない。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、前項の契約の契約金（以下「請負代金」という。）の額が一件 150 万円未満の工事の契約を締結しようとする場合であって、工事の履行が適正に確保されると認められるときは、請書その他これに類する書面をもって契約書に代えることができる。

3 理事長は、落札者又は随意契約の相手方が、正当な理由がなく、第 1 項の期間内に契約書に記名押印し、理事長に提出しないときは、当該契約を締結する意思がないものとみなし、当該契約を締結しないものとする。

(公正入札違約金)

第 28 条 理事長は、契約を締結した後において、当該契約の相手方の入札が第 22 条第 1 項第 10 号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、請負代金の額の 100 分の 20 に相当する額の公正入札違約金を当該契約の相手方から徴する。

2 理事長は、前項に規定する公正入札違約金の支払いに代え、当該公正入札違約金の額に相当する額を請負代金から控除することかできる。

(契約保証金の額)

第 29 条 政令第 167 条の 16 第 1 項の契約保証金の額は、請負代金の額の 100 分の 10 以上（調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合にあっては、100 分の 30 以上）の額とする。

- 2 理事長は、契約の変更により請負代金を増額した場合であって、契約の変更前の契約保証金の額が、変更後の請負代金の額の 100 分の 7.5（調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合にあっては、100 分の 22.5）を上回り、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、契約保証金の額を当該契約の変更前の契約保証金の額とすることができる。
- 3 理事長は、契約の変更により請負代金を減額したときは、第 1 項の規定にかかわらず、契約の相手方の請求により、その減額の割合に応じて契約保証金の額を減額することができる。
- 4 第 1 項の契約保証金の納付に代えて提供させることのできる担保は、次のとおりとする。
 - (1) 第 12 条各号に掲げるもの
 - (2) 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(契約保証金の免除)

第 30 条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が、公社を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 指名競争入札又は随意契約により契約を締結する場合において、契約金額が 150 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- 2 前項第 1 号に該当する場合においては当該履行保証保険契約に係る保険証券を、同項第 2 号に該当する場合においては当該工事履行保証契約に係る保証証券を提出させなければならない。

(契約保証金の還付)

第 31 条 理事長は、契約履行後速やかに契約保証金を還付するものとする。ただし、契約不適合責任義務期間の満了までその全部又は一部の還付を留保することができる。

(工事の着手等)

第 32 条 契約を締結した相手方（以下「受注者」という。）は、契約締結の日から 10 日以内に、着手届及び工事工程表を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の工事工程表の内容が不相当と認めるときは、受注者に必要な措置を求めることができる。

(工事の下請負)

第 33 条 受注者は、契約を締結した工事（以下「請負工事」という。）に関し、理事長があらかじめ指定した部分を他の者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、請負工事の一部を他の者に委任し、又は請け負わせようとするときは、理事長の承認を得なければならない。

(工事の変更等)

第 34 条 理事長は、必要がある場合は工事内容を変更し、若しくは工事を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において請負代金の額又は工期を変更する必要があるときは、受注者と協議してこれを定めるものとする。

2 前項の規定により、契約を変更する必要があるときは、変更契約書により速やかに変更契約を締結しなければならない。

(工事の完成届等)

第 35 条 受注者は、工事が完成したときは、完成届を速やかに理事長に提出し、完成検査を受けなければならない。

(請負代金の支払)

第 36 条 受注者は、前条の完成検査に合格したときでなければ請負代金の支払いを請求することができない。

(前金払)

第 37 条 理事長は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 5 条第 1 項の規定による登録を受けた保証事業会社の保証に係る工事（請負代金額が 1 件 300 万円以上のものに限る。）に要する経費について、その工事の請負代金額を次の表に掲げる金額の区分によって、当該区分によって定める率を順次適用して計算した金額の合計額の範囲内で、前金払の契約をすることができる。

金 額	率
1 億円以下の金額	10 分の 4
1 億円を越え 3 億円以下の金額	10 分の 3
3 億円を越える金額	10 分の 2

2 理事長は、前項の規定に基づき前払金を支払う場合は、受注者から前払金保証契約書（証書謄本のほか写し 1 部）の寄託を求め、保管しなければならない。設計変更等の理由により前払金保証契約書の記載事項に変更を要する場合も同様とする。

(中間前金払)

第 38 条 前条第 1 項の契約をした理事長は、当該契約に係る工事（請負代金の額が一件 500 万円以上で、かつ、工期が 100 日以上のものに限る。）に要する経費について、必要があると認定したときは、その工事の請負代金の額の 10 分の 2 を超えない範囲内で、中間前金払（前条に規定による前金払に追加してする前金払をいう。）の契約をすることができる。

2 前項の場合において、理事長は、受注者から中間前払金保証契約書（証書謄本のほか写し一通）の寄託を求め、保管しなければならない。設計変更等の理由により中間前払金保証契約書の記載事項に変更を要する場合もまた同様とする。

3 第 1 項の規定による認定をするかどうかを判断するための基準については、別に定める。

(部分払)

第 39 条 契約により工事の完成前に工事の既済部分に対する請負代金相当額を支払う必要がある場合における当該支払金額は、その既済部分に対する 10 分の 9 を超えることができない。

ただし、契約で定めた可分部分の完成の場合の既済部分については、その代価の全額まで支払うことができる。

2 前項の部分払の各会計年度における支払回数の限度は、その契約が前払金の支払ができるものであるときは次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める回数とし、前払金の支払を行わないものであるときは 3 回とする。

- (1) 中間前金払の支払を行う場合一回
- (2) 中間前金払の支払を行わない場合二回

(関係規程の準用)

第 40 条 公社の建設工事の執行に関しては、前各条に定めるもののほか、宮城県建設工事執行規則（昭和 39 年規則第 9 号）及び宮城県建設工事執行規則取扱要綱（平成 13 年 3 月 31 日制定）、その他関連する宮城県の要綱、要領等を準用する。

第 3 章 工事監督

(監督員の設置)

第 41 条 理事長は、請負工事の適正かつ円滑な実施を図るため、職員のうちから次の表に掲げる監督職員を指名し、それぞれの職務に従事させるものとする。

監督員の区分	職務内容
総括監督員	上司の命を受け、工事の監督事務を掌理し、主任監督員及び監督員を指揮監督する。
主任監督員	上司の命を受け、工事の監督事務に関し、監督員を指揮監督する。

監 督 員	上司の命を受け、工事の監督に従事する。
-------	---------------------

(設計図の作成等)

第 42 条 監督員は、必要があるときは、図面及び仕様書に定められた事項の範囲内において、細部設計図又は原寸図を作成して受注者に交付し、又は受注者が作成した細部設計図又は原寸図を検査して承認を与えなければならない。

(改造請求)

第 43 条 監督員は、工事の施工が設計書、図面及び仕様書に適合しないと認めるときは、受注者に改造を請求し、完全な工事を実施させなければならない。

(施工の立会)

第 44 条 監督員は、契約書、図面及び仕様書に立会いを要すると定められた材料の調合又は水中若しくは地下に埋設する部分の工事、その他完成後外面からの出来高の適否を確認することができないものについては、その施工に立会わなければならない。ただし、やむを得ない理由により立会いができないときは、その都度受注者に対し、見本検査又は写真撮影その他適当な方法を提示し、その結果により確認しておかなければならない。

(材料検査)

第 45 条 監督員は、工事に使用する材料の搬入があったときは、使用前にその品質、規格、数量等について検査し、不合格となった材料は遅滞なく工事現場から搬出させ、又は検査未済の材料がある場合は、合格品と混同しないよう処置しなければならない。

2 監督員は、受注者が承諾を受けないで、検査に合格した材料を工事現場外に持ち出さないよう注意しなければならない。

(設計図・図面及び仕様書と工事現場の状況の不一致)

第 46 条 監督員は、次に掲げる事項を発見したとき又は受注者から通知を受けたときは、軽易なもので明らかに判定がつくものにあつてはその処置について受注者に指示を与え、その他のものにあつては上司に報告しその支持を受けなければならない。

- (1) 図面及び仕様書に明示されていないものがあるとき。
- (2) 図面と仕様書に相互符合しないものがあるとき。
- (3) 図面と工事現場の状況が一致しないとき。
- (4) 図面及び仕様書等に誤り又は脱漏があるとき。
- (5) 地盤その他外面から明視できない箇所等において予測していなかった状態を発見したとき。

(工事の変更中止等)

第 47 条 監督員は、工事内容を変更し又は工事を一時中止する必要があると認めるときは、速やかに理由を付して理事長に報告しなければならない。

(緊急処置)

第 48 条 監督員は、災害の防止その他工事施工上緊急に受注者に対して臨機の処置をとらせるときは、応急の処置をさせ、その結果を理事長に報告しなければならない。

2 監督員は、受注者から臨機の処置に関し意見を求められたときは、理事長に報告し、その指示を受けて受注者に指示を与え、又は急迫の事情があるため受注者が独自でとった処置について受注者から通知を受けたときは、意見を付して理事長にその結果を報告しなければならない。

(下請負)

第 49 条 監督員は、受注者が理事長の承認を受けないで工事を一括委任又は一括下請負に付したとき、若しくは一部委任又は一部下請負の承認を受けないで下請負人に工事を請け負わせていることを知ったときは、その旨を理事長に報告しなければならない。

2 監督員は、下請負者が工事の施工について著しく不適當であると認めるときは、その理由を付して理事長に報告しなければならない。

(現場代理人等の交替)

第 50 条 監督員は、現場代理人、主任技術者、使用人及び労務者が工事の施工又は管理について著しく不適當と認めるときは、理事長に報告し、その指示を受けて受注者に対し理由を付してその交替を求めるものとする。

(工事写真)

第 51 条 監督員は、工事現場に臨み監督する際は、工事の経過及び完成後外面から明視できない部分の工事の施工状況等の工事写真を自から撮影し、又は受注者に撮影させ、整理しておかなければならない。

(工期の延長等)

第 52 条 監督員は、受注者から工期延長願又は工事着手延期願の提出を受けたときは、遅滞なく内容を調査し、意見を付して理事長に提出しなければならない。

(工事の未着手等)

第 53 条 監督員は、受注者が適当な理由がなく工事に着手しないとき、その他契約の履行が確保されないおそれがあると認めるときは、速やかにその理由を調査し理事長に報告しなければならない。

(解体材及び発生品)

第 54 条 監督員は、工事の施工に伴い解体材又は発生品が生じたときは、受注者から調書とともに引継ぎを受けて、所定の手続に従い処置しなければならない。

(工事目的物の損害等)

第 55 条 監督員は、工事目的物の引渡しを受ける前に工事目的物又は工事材料について損害があったとき、又は工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、遅滞なくその事実を調査の上、意見を付して理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 天災その他やむを得ない理由によって工事の既済部分（工事現場に搬入した検査済の工事材料、工事仮設建物及び建設機械器具を含む。）に損害を生じたときは、実情を詳細に調査し、意見を付して理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(工事完成時の措置)

第 56 条 監督員は、工事が完成したときは、速やかに該当工事の出来高の調査を行い、工事成績調書及び工事写真を理事長に提出しなければならない。

2 監督員は、契約において、あらかじめ可分部分として引渡しを受けることとした部分が完成したときは、出来高を調査し、工事写真を理事長に提出しなければならない。

第 4 章 工事検査

(検査の種類)

第 57 条 工事検査は、完成検査、出来高検査及び中間検査とする。

2 完成検査は、工事の完成した出来高について行うものとする。

3 出来高検査は、工事の完成前に該当工事の既済部分について行うものとする。

4 中間検査は、工事の施行状況、使用材料、隔地において製造している構造物、その他理事長が必要と認める事項について行うものとする。

(検査の内容)

第 58 条 工事検査は、工事の出来高を対象とし、当該出来高を工事請負契約書、図面、仕様書その他関係書類と対比してその適否を判定するものとする。

(工事検査員)

第 59 条 工事検査員は、理事長が宮城県の職員のうちから委嘱した工事検査員又は理事長が命ずる公社職員とする。

(工事検査の実施)

第 60 条 工事検査は、次に掲げる区分に従い、対応する工事検査員が実地について行うものとする。

ただし、宮城県の職員のうちから委嘱した工事検査員が工事検査を実施することができない特別の理由がある場合は、理事長が命ずる職員がこれを行うものとする。

工事の種類	委嘱した工事検査員	理事長が命じた職員
土木一式工事	1件の金額 3,000 万円以上の工事	1件の金額 3,000 万円未満の工事
建築一式工事	1件の金額 1,000 万円以上の工事	1件の金額 1,000 万円未満の工事
設備工事	1件の金額 250 万円以上の工事	1件の金額 250 万円未満の工事

(工事検査の立会い)

第 61 条 工事検査は、当該工事検査に係る工事の監督員及び受注者又は製造者若しくは材料納入者等の立会いのもとに行われなければならない。

2 前項の工事検査については、理事長が特に必要と認めたときは、関係職員を立会わせるものとする。

(工事検査の権限)

第 62 条 工事検査員は、工事の検査に当たり必要と認めるときは、工事の受注者に対し、工事の一部を破壊させることができるほか、書類及び資料の提出又は事実の説明を求めることができる。

2 工事検査員は、検査の結果是正を要する事項については、監督員及び受注者に対し、工事検査指示書によりその旨を指示しなければならない。

ただし、軽易な事項については、口頭をもって行うことができる。

(検査の請求)

第 63 条 理事長は、第 35 条の規定による完成届の提出があったときは、遅滞なく工事検査員の検査を求めなければならない。

(検査復命及び結果の措置)

第 64 条 工事検査員は、検査の結果について速やかに次に掲げる復命書を作成し、理事長に提出しなければならない。

- (1) 完成検査復命書
- (2) 出来高検査復命書
- (3) 材料検査復命書
- (4) 中間検査復命書 (隔地において製造している構造物等の場合を含む。)

2 工事検査員は、検査の結果に基づき、改善を要すると認められる事項があるときは、理事長に報告し、意見を求めなければならない。

3 理事長は、前項の意見を求められたときは、関係職員から意見を徴し必要な措置を講じなければならない。

(緊急措置)

第 65 条 工事検査員は、検査にあたり事態が重大で、かつ、処理に急を要すると認められる事項があるときは、直ちに理事長に報告し、その指示を受けて必要な措置を講じなければならない。

ただし、急迫の事情がある場合でその暇のないときは、必要な措置を講じ、その旨を理事長に報告しなければならない。

(宮城県請負工事監督規程等の準用)

第 66 条 公社の建設工事の監督及び検査に関しては、前各条に定めるもののほか、宮城県請負工事監督規程（昭和 39 年訓令甲第 5 号）及び宮城県工事検査規程（昭和 39 年訓令甲第 6 号）の例による。

第 5 章 諸様式及び関連業務等

(工事請負契約書等の様式)

第 67 条 工事請負変更契約書、着手届等の諸様式は、県がそれぞれ定めている例によるものとする。

(調査・設計業務等の取扱い)

第 68 条 公社が執行する建設工事に係る調査、測量及び設計並びに建設工事の監理を外注する場合の取扱いについては、宮城県が定めている例によるものとする。

(共同企業体の取扱)

第 69 条 公社が執行する建設工事を共同企業体に請け負わせる場合の取扱いについては、宮城県が定めている例によるものとする。

(委 任)

第 70 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 15 日から施行する。

別記様式（第 20 条関係）

入 札 書

年 月 日

宮城県土地開発公社理事長 殿

住 所
商号又は名称
代表者役職
氏 名

宮城県土地開発公社建設工事執行要綱を守り、下記金額をもって請負したいから入札します。

記

1. 工事番号

2. 工事名

3. 工事場所

4. 入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	壺

円也

5. 入札保証金

億	千	百	十	万	千	百	十	壺

円也